

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 古代葬制と殯宮挽歌                                                                                                                                                                                                         |
| Sub Title        | Funeral songs at court funeral rites in early medieval Japan                                                                                                                                                      |
| Author           | 桂, 芳久(Katsura, Yoshihisa)                                                                                                                                                                                         |
| Publisher        | 慶應義塾大学藝文学会                                                                                                                                                                                                        |
| Publication year | 1964                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.18, (1964. 9) ,p.15- 28                                                                                                                               |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            |                                                                                                                                                                                                                   |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00180001-0015">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00180001-0015</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 古代葬制と殯宮挽歌と

桂 芳 久

《死》は祭祀によって初めて表現をもった。古事記は加久矢にあたって死んだ天若日子の死後の様子を次のように記している。

『かれ天若日子が妻下照る比賣の哭く聲、風のむた響きて天に到りき。ここに天なる天若日子が父天津國玉の神、またその妻子ども聞きて、降り来て哭き悲みて、其處に喪屋を作りて、河鴈を岐佐理持とし、鶯を掃持とし、翠鳥を御食人とし、雀を碓女とし、雉子を哭女とし、かく行ひ定めて、日八日夜八夜を遊びたりき』

葬儀についての初出の資料であるが、ここでは次の二点に注目する。「其處に喪屋を作りて」と「日八日夜八夜遊びたりき」の部分である。

於<sub>二</sub>其處<sub>一</sub>作<sub>二</sub>喪屋<sub>一</sub> （古事記）

作<sub>二</sub>喪屋<sub>一</sub>殯哭之 （日本書紀）

日八日夜八夜遊也 （古事記）

八日八夜啼哭悲歌 （日本書紀）

葬儀にあたつて、まず喪屋をつくつたことが判明する。つまりこの喪屋が、「日並皇子尊の殯宮の時、柿本朝臣人麻呂の作る歌」(卷二、一六七)などの場合の殯宮(あらきのみや、或は、もがりのみや)にあたる。殯宮とは貴人が死ぬと一定の期間屍体を賓遇してゐた假殿(喪屋)のことである。

なぜこうした殯斂の儀が行われたか。それは、日本の古代信仰では、死ぬものは生き返つて来なければならぬと考へて居るから、本道の死といふことは<sup>ひんれい</sup>ない、からであり、死者の蘇生を信じていたからである。

原始古代人にとって、生と死は混沌未分であつた。それが次第に死ぬものは生き返つてこないという意識をはぐくんだのは佛教であり、最も具体的な實例は火葬であつた。

わが國での火葬の始めの記録としては、續日本紀卷一の僧道昭の死去の条が初出である。それは文武天皇四年(七〇〇年)三月巳未である。(道昭は百濟の王辰爾の子孫で難波津の歸化人船惠釋の子で六五三年唐に渡り、玄奘三藏に師事して禪定を習つて六六一年歸國し、南都元興寺の東南隅に禪院を建て、わが國に本格的な佛教を傳えた)

弟子等奉<sup>ニ</sup>遺教<sup>ニ</sup>火葬<sup>ニ</sup>於栗原<sup>ニ</sup>。天下火葬從此而始也。世伝伝、火葬畢、親族与<sup>ニ</sup>弟子<sup>ニ</sup>相争、欲<sup>テ</sup>取<sup>テ</sup>和上<sup>ニ</sup>骨斂<sup>ヲ</sup>之、飄風忽起、吹<sup>ニ</sup>颶灰<sup>ヲ</sup>骨<sup>ニ</sup>終<sup>ニ</sup>不知<sup>ニ</sup>其処<sup>ニ</sup>。時人異焉。

文字の記録によると文武天皇四年(七〇〇)に初めてわが國で火葬が行われたことになるのだが、こうした記録は必ずしも正確ではないだろう。日本書紀の佛教渡來の記事のように。

それよりもこの記事で注意すべきは、道昭を火葬にふして、骨を拾うときに突如風が吹いて骨が四散したということである。これは實際に起つた状態を記載したのではない。火葬はヤキハフリだからであらう。ハフルという語が使用された最も古い文例は、古事記の速須佐之男命が出雲で大蛇を退治するところである。

『其の御佩せる十拳劍を抜きて、其の蛇を切り散りたまひしかば、肥河血に變りて流れき。』  
葬(ハフル)は散るが語源であり、骨を撒き散らす風習があつたことを示す。萬葉集にも、

○秋津野を人のかくれば、朝撤きし君が思ほえて、嘆きはやまず (卷第七 一四〇五)

○たまづきの妹は玉かも。あしびきの清き山邊に撒けば、散りぬる（巻第七 一四一五）

これらの歌は遺骨を粉にして風に撒きちらす風葬が在ったことを証明する。しかしこの葬法は、大藏とも称し平安朝の淳和上皇の死（八四〇年）の場合のように、御骨砕粉、奉散大原野西山嶺上。『續日本後紀』<sup>④</sup>とあるごとく、宮廷で最初に火葬を選んだ持統上皇の崩御（七〇二年）より後世にひろまったものと思われる。

殯斂の儀はあくまでも鎮魂（たまふり）の儀礼であるから、肉体を焼却する火葬を基盤としては本質的に成立しない。

仲哀紀に殯斂の文字は初めてみえる。即ち、

『竊に天皇の屍を収めて武内宿禰に付けて海路より穴門に遷りて、豊浦の宮に殯し火無し殯斂を為し給ひき。』

日本書紀は仲哀天皇の殯にはじまって、天武天皇の殯斂の儀をもって最高潮に達したことを傳えている。しかも丁度この時代は、ほぼ三、四世紀のころから開始され、七世紀末のころまで存続した古墳時代にあたる。貴人を土葬したのが古墳時代であるが、孝徳紀によると大化二年（六四六年）に薄葬令で身分によって墓の規模や夫役の延人員数を制限したために、古墳時代の終焉をはやめただろうが、八世紀の初頭に持統上皇の火葬による葬制の激変を無視できぬ。

屍体を保存し、遊離した魂を歌へ舞踊を行って身体につけようと魂ふりをなしていた古来の葬法に対して、肉体を骨と灰に焼いてしまう火葬は、当然古代人の死に対する意識を決定的に変化させた。

天皇の死は常に『崩』<sup>かたみ</sup>であって、死を死として認識したのではなかった。従って天武帝の場合、殯斂の儀は實に二年二月にわたって執行されたのである。古代最大の規模であったと思われる天武帝の殯宮儀禮の様子を日本書紀から引用してみよう。

朱鳥元年（六八六年）九月九日 天皇正宮に崩りましき。

九月十一日 始めて發哭<sup>ふたてまつ</sup>り、すなはち殯<sup>もつり</sup>の宮を南の庭に起てき。

九月二十四日 南の庭に殯して、すなはち發哀<sup>みだてまつ</sup>りき。

九月二十七日 僧尼ら殯の庭に發哀。はじめて奠進<sup>みけいじん</sup>り、すなはち誄<sup>しのぶこと</sup>たてまつりき。（七人）

九月二十八日 僧尼ら殯の庭に哭。誄たてまつる者五人。

九月二十九日 僧尼らの發哀。誄たてまつる者四人。

九月三十日 僧尼發哀。百濟の王良賁、百濟の王善光に代りて誄し、次に國國の造等の各誄。種々歌儔を奏す。

十二月十九日 天皇のために五寺にて無遮大會。(盛大な法會)

持統元年(六八七年) 一月一日 皇太子(日並皇子尊)、公卿百寮人たちをひきいて殯の宮にいでまし、みねたてまつる慟哭る。ものまをすつかき納言誄す。禮。誄をへて衆庶發哀。次に梵衆發哀。はんにしち奉膳かみけが奠奉る。奠をはりて膳部、采女たち發哀。樂官奏樂。

一月五日 皇太子慟哭。梵衆したがりて發哀。

三月二十日 花縵けまにを殯の宮にたてまつる。丹比真人麻呂誄。

五月二十二日 皇太子、殯宮にて慟哭。隼人大隅たち誄。

八月五日 殯の宮にて嘗なほらい。

八月二十八日 天皇(即位は未だなさず)、先帝の御服おしふくで縫った袈裟を高僧たちに與へる。飛鳥寺にて。

九月九日 國忌こきの齋おがみ。(先帝崩御の忌日の法會)

九月十日 齋を殯の宮に設ける。

十月二十三日 皇太子、大内の陵を築きはじめさす。

持統二年一月一日 皇太子、殯の宮にて慟哭。

一月二日 梵衆、殯の宮にて發哀。

三月二十一日 花縵を殯の宮にたてまつる。藤原朝臣大島誄。

八月十日 殯の宮に嘗なほらいして慟哭。大伴宿禰安麻呂誄。

八月十一日 伊勢の王に命じて葬みはふりの儀をのべしめる。

十一日四日 皇太子、公卿百寮人等と諸蕃とまのくに(朝鮮の諸國)の賓客とをひきいて殯宮にいでまして慟哭りたまひき。ここに奠奉りて、楯節の儔を奏り、諸臣は各己が先祖等の仕へまつれる状を挙げて、たがひにすすみて誄しき。

十一月五日 蝦夷百九十餘人調賦負ひになひて誅しき。

十一月十一日 布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行、たがひに進みて誅し、當磨真人智徳、皇祖等の騰極らしめし次第を誅しまつりき。禮なり。古には日嗣と云ふ。畢りて大内の陵に葬めまつりき。

殯宮の儀式においては、天皇が生存している時と同じように食事をあたえ、歌儼を行っている。こうした古代葬法を日本書紀の記述で調べてみると、二重構造となっているのに気づく。即ち、喪禮（みものこと）と葬禮（みはふりのこと）である。

喪禮は允恭紀に

『ここに新羅の王、天皇既に崩りたまひきと聞きて、驚き愁へて、調の船八十艘、また種々の樂人八十を貢上りき。これ對島に泊ていたく哭しまつり、筑紫に到りてまたいたく哭しまつり、難波津に泊ては、皆素服て、悉に御調を捧げ、また種々の樂器を張りて、難波より京に至りて、或は哭き泣ち、或るは舞ひ歌ひ、遂に殯の宮に參會ひき。冬十一月、新羅の弔使等、喪禮既に闕みて還りき。：冬十月、庚午の朔にして己卯の日、河内の長野の陵に天皇を葬めまつりき。』

推古紀には同じく喪禮について、

『（三十六年春二月）癸丑の日、天皇崩りたまひき。すなはち南庭に殯しまつりき。：秋九月乙巳の朔にして戊午の日、始めて天皇の喪禮を起しき。この時、群臣各殯の宮に誅まをしき。』

右の引用により、喪禮は喪にこもる長期間の葬儀を意味し、葬禮の方は喪禮の期間にある屍を陵におさめる儀式のことである。例えば、安康紀の四十二年の春正月、天皇崩りましき。冬十月、葬禮畢りき、の場合のように、葬禮は殯宮から陵に屍を移し納める儀式である。垂仁紀に土部連等が天皇の葬禮をつかさどる由來をのべているが、古墳造りに関係があるのが土部臣なのである。

喪禮（みものこと）の期間は、もに籠るのであって、この間にさまざまな殯宮儀禮がおこなわれ、鎮魂の行事が完了した時に葬禮（みはふりのこと）を実施することになる。従って、葬禮の時期は冬のはずである。なぜなら、魂を密着させるためには、嚴重なもののいみが行はれたので、其が遂げられたときに、外來魂が來触して内在魂となる。此がふゆの行事で、此儀禮がたまふりと云うた。<sup>④</sup>

次の表は、神武より天武までの天皇の崩りした年月日と、陵に屍を納める葬禮が行われた年月日とを日本書紀から作成したものである。

| 謚号    | 崩御日        | 葬禮日           |
|-------|------------|---------------|
| 1 神武  | 七十六年春三月十一日 | 明年秋九月十二日      |
| 2 綏靖  | 三十三年夏五月十日  | 明年冬十月十一日      |
| 3 安寧  | 三十八年冬十二月六日 | 明年秋八月一日       |
| 4 懿德  | 三十四年秋九月八日  | 明年冬十月十三日      |
| 5 孝昭  | 八十三年秋八月五日  | 孝安帝三十八年秋八月十四日 |
| 6 孝安  | 百二年春正月九日   | 同年秋九月十三日      |
| 7 孝靈  | 七十六年春二月八日  | 孝元帝六年秋九月六日    |
| 8 孝元  | 五十七年秋九月二日  | 開化帝五年春二月六日    |
| 9 開化  | 六十年夏四月九日   | 同年冬十月三日       |
| 10 崇神 | 六十八年冬十二月五日 | 明年秋八月十一日      |
| 11 垂仁 | 九十九年秋七月一日  | 同年冬十二月十日      |
| 12 景行 | 六十年冬十一月七日  | 成務帝二年冬十一月十日   |
| 13 成務 | 六十年夏六月十一日  | 明年秋九月六日       |
| 14 仲哀 | 九年春二月六日    | 應神帝二年冬十一月八日   |
| 15 應神 | 四十一年春二月十五日 | 同年。月日不明       |
| 16 仁德 | 八十七年春正月十六日 | 同年冬十月七日       |
| 17 履中 | 六年春三月十日    | 同年冬十月四日       |
| 18 反正 | 五年春正月二十三日  | 允恭帝五年冬十一月十一日  |

|    |    |               |                  |
|----|----|---------------|------------------|
| 19 | 九恭 | 四十二年春正月十四日    | 同年冬十月十日          |
| 20 | 安康 | 三年秋八月九日（殺）    | 三年後              |
| 21 | 雄略 | 二十三年秋八月七日     | 清寧帝元年冬十月九日       |
| 22 | 清寧 | 五年春正月十六日      | 同年冬十一月九日         |
| 23 | 顯宗 | 三年夏四月二十五日     | 仁賢帝元年冬十月三日       |
| 24 | 仁賢 | 十一年秋八月八日      | 同年冬十月五日          |
| 25 | 武烈 | 八年冬十二月八日      | 繼體帝元年冬十月三日       |
| 26 | 繼體 | 二十五年春二月七日     | 同年冬十二月五日         |
| 27 | 安閑 | 二年冬十二月十七日     | 是月               |
| 28 | 宣化 | 四年春二月十日       | 同年冬十一月十七日        |
| 29 | 欽明 | 三十二年春四月       | 同年秋九月            |
| 30 | 敏達 | 十四年秋八月十五日     | 崇峻帝四年夏四月十三日（六年後） |
| 31 | 用明 | 二年夏四月九日       | 同年秋七月二十一日        |
| 32 | 崇峻 | 五年冬十一月三日（殺）   | 是日               |
| 33 | 推古 | 三十六年春二月七日     | 同年冬十月十八日         |
| 34 | 舒明 | 十三年冬十月九日      | 皇極帝元年冬十二月二十一日    |
| 35 | 皇極 | （齋明）          |                  |
| 36 | 孝德 | 五年冬十月十日       | 同年冬十二月八日         |
| 37 | 齋明 | 七年秋七月二十四日     | 天智帝六年春二月二十七日     |
| 38 | 天智 | 十年冬十二月三日      |                  |
| 39 | 弘文 | 元年秋七月二十三日（自殺） |                  |
| 40 | 天武 | 朱鳥元年秋九月九日     | 持統帝二年冬十一月十一日     |

安康、崇峻、弘文の他殺自殺の三帝と不明の二帝をのぞく三十四名のうち、葬禮が冬の場合が二十二で過半数以上を占めている。特に歴史時代に入ってからには殆んどが冬になっている。これによっても葬禮は冬の祭りであったことが証明できる。それと同時に右の表は、夏に葬禮が皆無であることを示す。夏の祭というものは上代に少なかったという説を裏証することにもなる。

崩御後、ほとんどが一年以内に葬禮を行っていることは、殯斂の儀がそれだけの期間だったわけ、次第に喪禮が短縮されてきた。特例として不慮の死にあった場合は、同じ月ばかりか即日葬禮を行っているが、死霊畏怖のためではなく、むしろ死者を早急に蘇生させようとする鎮魂の禮によるものだろう。

喪に籠っている殯宮の儀式のうちで、天武帝の場合の引用でもわかるように、最も重大なものは、發哀と誄である。

ミネとは悲しみにみちた音聲を發して、遊離した魂を呼ぶ行為である。本来は女性の役割であった。天若日子の殯りのとき哭女<sup>なみめ</sup>がいる。魂呼びの聲調はさまざまあつて、音楽の機能をはたしていただろう。天武帝の殯りのときにミネするのは僧尼たちであり、その後に男性が誄（しのびごと）を行っているのである。

天武帝の場合には、もはや日本古来の殯宮の祭祀はいとなまれていない。異國の宗教である佛教が急速に普及し、殯宮の庭で佛事が行われている。だが、日本書紀の記録者は、二つの点だけ注意ぶかく扱っているようだ。その一つは、皇太子がミネするときの文字は必ず「慟哭」と書き、僧尼や梵衆その他の場合の「發哀」や「發哭」の文字を殆んど使っていない。この使いわけは地位によるものであろうか。それともミネそのものに相違があるのであろうか。

第二の点は、殯宮の場に皇太子は公卿百寮人たちをしたがえて、しばしば慟哭しているが、皇位継承者はそのような行為はなさない。殯斂の儀の主役は一度も現われない天武帝の皇后であり、次の皇位をつぐ者は殯宮に閉じ籠つてももの忌みしていることを暗示している。つまり大行天皇と呼ぶ人だ。

發哀と誄（しのびごと）は、殯宮に祭っている死んだ先帝に対してむけられる形式をとっているが、実際は殯宮に籠っている次の皇位をつぐ大行天皇にあたえられるのである。

誄は有力者や帰順している部族の首長などが哀悼と忠誠を契う詞であり、その行為である。孝徳紀大化二年の詔に、「……亡き人のた

めに髪を斷り股を刺して誅す。かくの如き舊き俗は皆悉に斷めよ。」とあるのをみると、誅は單なる詞の宣誓だけでなく、肉体を傷つけて忠誠を示す風習であつた。特に股を刺すのは、現在でもニューギニアのノル・パプア族の成人式に男根に鋭い草の葉を刺し通し、体を次のむちで叩くことが報告されているが、わが國の古代にもこのような風習が伝わっていたのかもしれない。

誅を行うには臣下の形式化された秩序にしたがわねばならない。殯宮の祭祀におけるこの秩序が、そのまま古代社会の支配秩序をうちたてたのであつた。

殯庭で行われる誅が、次第に演じられる要素をふくみはじめてきた。劇的な表現性をおびはじめてきたことは、祭祀の見物者が存在しはじめたのである。

推古帝の母堅鹽媛を改葬したとき、皇子や大臣たちが誅を行ったのであるが、

『時人云ひけらく「摩理勢と鳥摩侶との二人は能く誅まをしき。ただ鳥臣は誅まをし能ざりき」といひき。』

誅の出来具合を批評するようになってきた。宗教儀禮は時とともに見せものの傾向をもつのが常だが、殯斂の儀の誅も競われるものとなつてきた。こうなると誅の詞章も磨かれだし、朗誦にも技巧がなされるようになってきたに違いない。競われた誅は、言葉を選択し、音律的に組立て、配列し、言語によってイメージを効果的に創り出そうとする創作力がうまれてきた。聴き手に感動をあたえなければならぬのである。

殯の祭祀でおこなわれる誅は、あくまで男性の口をとおして誦されるのであつた。内容的には部族の首長が自分たちの系譜をのべ、天皇とのつながりを語るることによってそれを再確認し、忠誠を誓うことになる。そして忠誠とは相手を誉め称える表現のなかにある。従つて誅の主題は相手（故人）の生前の功績をたたえることであり、それ故にこそ鎮魂の機能を發揮できるのである。

この（誅）詞章は古代の文学的叙事詩が生長するための一つの古くて有力な苗床であつたはずだが、実は人麿挽歌も、たんに影響をうけたとかいう以上に、この苗床に根を下していたらしいのである。人麿長歌を誅の詞章から生長したと考えるのは肯ける。しかし、なぜ誅の詞章が生長したかの問題は西郷信綱氏はふれていない。

殯庭の聴き手にむかつて演じられる詩的表現となつてきた誅は、皇子や大臣や氏上に代つて専門的な朗誦者が出現し、彼らによつて

となえられた。そして、

われわれは突如、人麻呂と遭遇するのである。持統帝朱鳥三年（六八九）皇太子草壁皇子が薨じたとき、日並皇子尊殯宮之時柿本人麻呂作歌一首并短歌にふいに会おうのである。この殯宮挽歌が詠を母胎としているからには、むしろわれわれは日並皇子尊の殯宮より三年前に人麻呂と出会うべきではなかったか。即ち、天武天皇の殯宮の時である。壬申の乱の勝利者であった英雄の大海人皇子であり、律令制国家の強大な支配者であった天武帝こそ生前の功績をたたえるにふさわしい人物ではないか。殯宮のときに作られる挽歌は、死を悼む悲歌というよりも、故人の功績を誉め称える頌歌なのである。

正確に言えば、天武帝の殯斂の儀が終ったのは、日並皇子尊の薨じた時よりわずか五カ月前でしかない。天武帝への挽歌は皇后（持統）のみの三首なのである。前述したとおり天武帝の喪禮は二年二月にわたり、朝鮮の諸國から弔使が馳参したほどの大規模で莊重なものであったのに、われわれは萬葉集の中でたった皇后の三首の挽歌しか見出すことが出来ない。天皇崩御の際、皇后が歌をつくるのは天武帝のときの倭姫の前例があり、額田女王、石川夫人、その他女官が作歌している。人麻呂以前の挽歌は、親密な間柄の女性がつくるか、天武帝の皇長女十市皇女が薨じたとき（六七八年）天武帝第一皇子高市皇子がつくった場合のように姉弟關係にある者だけである。それなのに何故に皇太子の薨のとき柿本人麻呂という廷臣が突然挽歌を詠じはじめたのであろう。五カ月前の天武帝の殯宮の儀の時は沈黙しているのだ。しかし人麻呂はそれ以前から歌はつくっている。

人麻呂歌集の中には少数の人麻呂以外の作はあっても大部分は人麻呂の歌であらうと考えている。人麻呂の署名のある作品が宮廷詩人としての時代の作が主であるのに対して、人麻呂歌集の作はそれ以前の歌、いはば若き人麻呂の歌であるとすれば解決される<sup>⑧</sup>。人麻呂は萬葉集以外に所伝はなく、斎藤茂吉の考證では文武朝の慶雲四年（七〇七）に四十五歳、官位は六位以下で石見で歿した。そうすると日並皇子尊の殯宮挽歌をもって初登場したときの人麻呂は二十七歳である。

人麻呂歌集の歌は短歌三三八、旋頭歌三五長歌二、合計三七五首。人麻呂と署名のある作品は長歌一九首、短歌七五首、合計九四首である<sup>⑨</sup>。実に全作品の約八割は二十七歳以前の若い時代の作なのだ。彼が宮廷詩人として名のりをあげたときは、すでに彼の作品の大部分は完成していたのである。それにもかかわらず人麻呂が天武帝に挽歌を奉獻しなかったのは天皇の場合、詠をもって表現するのが

まだ公式だったのであろうか。たしかに人麻呂の挽歌が皇子と皇女のためにだけあって天皇へのものが一作もないのは事実である。しかしこのことをもって宮廷挽歌の性質を証明するわけにはいかない。なぜなら天皇への挽歌も皆無であるが、皇子や皇女への挽歌も人麻呂以後になるとふっと消えてしまうからである。

宮廷挽歌とは突然人麻呂とともに現われ、人麻呂とともに消えうせた詩である。

いったい柿本人麻呂とはどういう人物なのであろう。柿本の氏名は天武紀の十年十二月二十九日の記事に初めて出てくる。その日、やがて文武朝に遣唐使となり帰國して國政に活躍した粟田臣真人をふくめた十名が小錦下の位を授けられるが、そのなかに柿本臣かきもとのおみ媛みがいる。小錦下の位は天智天皇三年に冠位二十六階級を定めたうちの十二番目の位で正六位下に相当する。小錦下の位はその年に新羅へつかわされた大使の采女臣竹羅が小錦下とあるからおよその地位が推察できる。それから三年後、五十二の氏が姓を賜わり朝臣あそみとなるが、そのなかに再び柿本臣の文字がある。天武朝下のこうした昇進は壬申の乱の論功行賞なのであるから、柿本氏は大海人皇子にしたがって戦功があったに違いない。

しかし、人麻呂が慶雲四年頃四十五歳位で死んだとすれば、彼は壬申の乱のときわずか十歳である。とても戦列には加わっていないし、戦乱を身をもって経験したとはいえない。ところが最も人麻呂の長歌として高く評価され、萬葉集の作品のうちで白眉とされているのが、高市皇子尊城のへ上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌である。

高市皇子が天武帝の第一皇子として、壬申の乱に十九歳で父をたすけて奮戦した有様は日本書紀に記録してある。この高市皇子の薨去に人麻呂は萬葉集中でいちばん長い一四九句から成る長歌を詠じたのである。しかもこの長歌の半分にあたる七五句が壬申の乱の戦場を叙事的に歌っているのも、挽歌が故人の生前の功績をたたえるものであり、誄を母胎として生育した詩であるからだ。この意味で高市皇子への殯宮挽歌こそ萬葉集中のあらゆる挽歌のうちで最も典型的な歌である。

：整ふる鼓ツツミの音オトは、雷イカサチの聲コエと聞くまで、吹き鳴ナせる小角笛コカクフエの音オトも、あだみたる虎トラか哮ハゆると、諸人シロヒトの怖おそゆるまでに、捧かげたる旗の靡ナミきは、ふゆごもり春はるさり来れば、野邊ノヘ毎まにつきてある火の、風の共靡よける如く、取りもてる弓弾ユムヅの騒さわぎ、み雪降る冬の林に、嵐あらしかもい

捲き渡ると思ふまで、聞きカシの恐コく、引き放シつ矢の繁シげく、おほゆきの亂カれて來たれ……

(卷第二、一九九)

壬申の乱の部分であるが、戦場を対象としながらこの表現は写實的でない。反写實的なのである。十歳くらいだった人麻呂には壬申の乱を追体験して再現さすのは不可能だった。彼にとっては日本書紀の記述者が壬申の乱を熱っぽく綴るだけの戦場体験はない。むしろ勝利に輝くあの戦は年長者の語りによって人麻呂のイメージをかりたてた。だから彼は自からが育んでいたイメージを表現しただけである。そして人麻呂は、詩とはあくまでも言葉の響きであることを熟知していた。

鼓の音であり、小角笛の音であり、弦の音なのである。それが雷の、虎の、飄風のイメージによって聴き手の想像力を喚起させるのだ。高市皇子の殯庭にぬかずいている今はすでに老いた丈夫たちに。

人麻呂はわずか四首の長歌と九首の短歌を殯宮挽歌として残しているだけである。四人の皇子、皇女のためにであるが、いったいどんな基準があったのだろうか。草壁皇子と高市皇子は天武帝を父とし、薨去の際はそれぞれ皇子尊、つまり皇太子であった。日並(草壁)皇子尊の死後、高市皇子は後皇子尊と称された。川島皇子と明日香皇女は天智帝を父としている。川島皇子の場合は泊瀬部皇女、忍坂部皇子に献じたのであって、川島皇子の妃である泊瀬部皇女は天武帝の皇女であり、忍坂部皇子は同母兄である。だが川島皇子は天武帝と皇后(持統)と共に吉野でむすんだ六皇子の同盟に加わっているのだから天武帝の皇子としてみなされるだろう。皇子たちが協力することを誓ったのは天武紀によると八年五月五日で、草壁、大津、高市、河嶋(川島)、忍壁(忍坂部)、芝基(志貴)の六皇子で、川島皇子と志貴皇子の二人だけが天智帝を父とする。懷風藻によれば大津皇子の謀叛を密告したのが河嶋(川島)皇子であった。

ただ一人の女性である明日香皇女は、母の阿倍橘姫の父、つまり母方の祖父が大化改新後の左大臣として最高位にあった安倍倉梯麻呂である。人麻呂の最後の殯宮挽歌はこの明日香皇女の薨去の際に作られたのであって、文武天皇四年(七〇〇)四月四日に皇女は死んでいる。人麻呂が挽歌を献じた四人の皇子皇女の薨じた年月日を見ると、

持統帝三年(六八九)四月十三日 日並皇子尊

持統帝五年（六九一）九月九日 川島皇子

持統帝十年（六九六）七月十日 高市皇子

文武帝四年（七〇〇）四月四日 明日香皇女。

柿本人麻呂が初めて名をなのって登場したのが日並皇子尊の殯宮挽歌であるから、明日香皇女まで十一年間ほど殯宮挽歌の作者として活躍しただけであり、三十八歳以後の七年間はもはや殯庭に新しく人麻呂挽歌が朗詠されることはなかった。なぜだろうか。

人麻呂は十一年間に四度しか殯宮挽歌を作る機会がなかったのではない。明日香皇女の逝去した前年、文武帝三年（六九九）七月に天武帝の第六皇子である弓削皇子が死んでいるのだ。挽歌を献げる基準にしたがえば当然人麻呂はこの時にも作品をものにしてゐる筈である。だが萬葉集には残っていないのだ。弓削皇子と人麻呂は若い時代から特に親密な関係があったのである。それは人麻呂歌集には弓削皇子に献げた歌があるからだ。だから弓削皇子の殯宮には人麻呂の挽歌があつてしかるべきなのに無い。彼の挽歌に代つて萬葉集は弓削皇子を悲しむ置始東人なるものの歌三首を記載しているのだ。人麻呂が以前に弓削皇子に献げた歌をこのときの殯宮にもちいたので新しく挽歌をつくらなかつたのであろうか。それならば卷九、一七〇一、一七〇二、一七〇三の弓削皇子に奉つた作者不明の短歌なども殯宮挽歌としてふさわしいものではないが通用したことになる。

明日香皇女への挽歌を最後として、急に殯宮挽歌は消滅する。五年後の忍壁皇子（天武帝第九皇子）の死の際には一首の挽歌もみることとは出来ない。それを人麻呂がすでに石見国へ下つていたので不在だったと理由づけられるであらうか。それなら置始東人であらうと他の者が挽歌を奉つてもいいのだ。重要なことは、明日香皇女の薨去を堺として、殯宮挽歌が忽然と姿を消したのである。ここに一つの大きな秘密がひそんでいるように思われる。

いったい挽歌を必要とした場はどこであつたか、という点から考える。挽歌が朗唱されるのは殯斂の儀においてであつた。殯宮をしつらえて、みまかつた人の蘇生を信じての魂ふりの長い喪禮の期間をもつ、これが古くから伝えられていた葬制である。だがこの太古からの習わしを否定するものが出現した。火葬である。

明日香皇女の死の前月、史書は僧道昭の火葬を記し、やがて三年後の文武帝大宝三年（七〇三）十二月十七日には太上天皇（持統）

が天皇として初めて飛鳥岡で火葬にふさるのであった。これ以後の天皇は火葬がつづき、皇室から上層階級へと火葬の風習がひろがって行くのである。これとともに喪禮みょうらいの期間は極めて短くなり、殯宮挽歌を必要とした内的な理由も外的な条件もいちじるしく失ってきたのである。

註

テキスト

- |     |                     |                          |                     |
|-----|---------------------|--------------------------|---------------------|
| 1   | 折口信夫                | 『上代葬儀の精神』(全集第二十卷)(中央公論社) | 『古事記』武田祐吉訳註(角川文庫)   |
| 2   | 中山太郎                | 『万葉集の民俗学的研究』(校倉書房)       |                     |
| 3   | 西嶋定生                | 『古墳と大和政権』『解釈と鑑賞』別冊第六号    | 『日本書紀』武田祐吉校註(朝日新聞社) |
| 4   | 折口信夫                | 『古代日本人の信仰生活』(全集第二十卷)     | ！日本古典全書一六卷          |
| 5   | 柳田国男                | 『日本の祭』(全集第十卷)(筑摩書房)      |                     |
| 6   | ユリウス・リップス<br>大林太良他訳 | 『生活文化の発生』下巻(角川書店)        | 『口譯萬葉集(上)』折口信夫全集第四卷 |
| 7   | 西郷信綱                | 『柿本人麿』(岩波講座)             |                     |
| 8・9 | 久松潜一                | 『万葉集とその前後』(刀江書院)         |                     |